

貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について

輸入注意事項55第76号(55.11.28)

最終改正：平成29年8月10日付け・輸入注意事項29第4号

輸入貿易管理令第4条第1項第二号の規定による輸入の承認を受けなければならない場合は、昭和41年4月通商産業省告示第170号(輸入公表)の第二号に規定されていますが、当該輸入の承認を受けるための手続きは、輸入貿易管理規則第2条第1項によるほか、下記の要領によることとし、昭和55年12月1日から施行します。

なお、昭和37年10月11日付け輸入注意事項37第39号(貨物の原産地又は船積地域に係る事前許可について)は昭和55年11月30日限りで廃止します。

記

1 対象品目

輸入公表二の表の第1及び第2に掲げる貨物

ただし、輸入公表二の表の第2の4に掲げる貨物に係る輸入の承認を受けるための手続きについては、「特定の水銀の輸入承認について」(平成27年11月11日付け輸入注意事項27第18号)に定めるところによる。

2 書面申請手続

(1) 提出書類

(イ) 輸入承認申請書(輸入貿易管理規則別表の様式T-2010) 2通

(ロ) 申請理由書(別紙1の様式によるもの) 1通(ハ) 輸入割当品目に係る申請の場合は、輸入割当証明書の原本及び写し 1通

(ニ) 当該貨物の輸入に係る契約書又はこれに類する書類 原本及び写し 1通

ただし、中華人民共和国を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品に係る申請のうち、委託加工貿易による輸入であって、包括的な契約を締結した上で、個別の製品に係る契約を締結している場合には、包括契約に係る届出書[別紙3](以下「届出書」という。2通)並びに当該包括契約書の原本及びその写し(各1通)を提出し、当該届出書に受付印の押印を受けることにより、以降の同様の申請において、当該包括契約書の提出は、受付印が押印された当該届出書の写しに代えることができる。

(ホ) ブラジル、アイスランド、ノルウェー、ペルー、大韓民国、スペイン又はロシアを原産地又は船積地域とする鯨及びその調製品に係る申請の場合には、水産庁長官が確認した書類 1通

(ヘ) 大西洋又は地中海において畜養された輸入公表三の9の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生産又は冷蔵のくろまぐろに係る申請の場合には、水産庁長官が確認した書類 1通

(ト) 輸入公表三の9の(3)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなみまぐろに係る申請の場合には、水産庁長官が確認した書類 1通

- (チ) 中華人民共和国及び北朝鮮を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品に係る申請の場合には、水産庁長官が確認した書類 1通
- (リ) 台湾を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品に係る申請の場合には、当該貨物が、台湾の漁船が漁獲したされ及びます並びにこれらを原料とした調製品でない旨を証明した台湾の関係当局が発行した証明書 1通
- (ヌ) ウクライナ(クリミア自治共和国又はセヴァストポリ特別市を原産地とする場合に限る。)に係る申請の場合には、ウクライナ政府が発行するウクライナ原産であることを証する原産地証明書等 1通
- (ル) ワシントン条約附属書Ⅱ又はⅢに掲げる種に属する動植物に係る申請の場合には、同条役第10条に基づき発給された許可書又は証明書
- (レ) 輸入公表三の9の(5)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書Dに掲げる製品に係る申請の場合には、輸入しようとする貨物の仕様を証する書類(当該貨物がオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書Aに掲げる規制物質が含まれていない旨を証する書類) 1通
- (ロ) 審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類の提出を求めることがある。
(注) (ニ) の契約書の原本は返還します。

(2) 提出先

- (イ) 鯨及びその調製品に係る申請
貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査室
- (ロ) さけ及びます並びにこれらの調製品に係る申請
貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室
- (ハ) ワシントン条約附属書Ⅱ又はⅢに掲げる種に属する動植物に係る申請
貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査室
- (ニ) くろまぐろ及びみなみまぐろに係る申請
貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室
- (ホ) 本邦の区域に属さない海面を船積地とする海棲哺乳動物及びその調整品等に係る申請
貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室
- (ヘ) 上記以外の貨物に係る申請
貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

(3) 申請期間

毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午前11時45分まで及び午後1時30分から午後3時30分まで

(4) 輸入の承認

審査の結果、申請を承認したときは、申請の際提出された輸入承認申請書にその旨を記入の上、記名押印をして1通を申請者に交付する。

(5) 特定輸入承認

外国人漁業の規制に関する法律施行令(昭和42年政令第325号)第2条に規定する特定輸入承認を受ける場合においては、2の規定にかかわらず、2の(1)の(ロ)の申請理由書は別紙2の様式によるものとし、当該貨物を積載してくる船舶名を記載した書類を2通添付すること。

この場合において、輸入の承認の際に当該輸入承認申請書の条件欄に次の例により記載するものとする。

なお、申請者は、当該輸入の承認を受けたときは、速やかに、水産庁資源管理部管理課あて当該輸入の承認に係る輸入承認証の写し3通を提出して、特定輸入承認を受けた旨の報告を行うものとする。

(例) 本件貨物の本邦への陸揚げは、わが国漁業の正常な秩序の維持に支障を生ずることとならないものと認められるので、外国人漁業の規制に関する法律施行令第2条の規定に基づきその旨を明らかにする。

なお、この輸入の承認に係る貨物は、〇〇丸により運搬されたものに限る。

[別紙1]

輸入貨物の原産地又は船積地域に係る輸入承認理由書

申請年月日

経済産業大臣 殿

申請者 記名押印又は署名
住所(電話番号)

輸入貿易管理令第4条第1項第二号の規定に基づき、下記貨物の輸入について輸入承認を申請します。

記

- (1) 商品名
- (2) 型及び銘柄
- (3) 数量及び単位
- (4) 価格条件及び単価
- (5) 外国為替金額の統計
- (6) 原産地
- (7) 船積地域及び船積港
- (8) 到着予定年月日
- (9) 商品の説明及び用途

(記載注意)(1)から(8)までの事項は輸入承認申請書の記載どおり記載すること。

特定輸入承認申請理由書

経済産業大臣 殿

申請 年 月 日

申請者 記名押印又は署名

輸入貿易管理令第4条第1項第二号並びに外国人漁業の規制に関する法律施行令第2条の規定に基づき、下記貨物の輸入について特定輸入承認を申請します。

記

- (1) 商品名
- (2) 数量及び単位
- (3) 価格条件及び単価
- (4) 外国為替金額の総計
- (5) 船積地域(外国漁船からの貨物の転載を受けて輸入する場合(以下「転載輸入」という。))は、貨物を採捕した地域及び転載を受けた地域)及び船積年月日
- (6) 陸揚予定港及び陸揚予定年月日
- (7) 貨物を積載している船舶(以下「積載船舶」という。)の船長の氏名及び国籍
- (8) 積載船舶の名称、種類、国籍及び総トン数
- (9) 積載船舶の有する漁ろう設備、積載船舶に積載されている本輸入承認申請に係る貨物以外の漁獲物又はその製品の品名、数量及び(5)に該当する事項並びに積載船舶が漁業の用に供されている場合にあつては当該漁業の内容
- (10) 積載船舶を使用する権利を有する者の氏名、国籍及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)
- (11) 積載船舶が寄港しようとする期間及び当該寄港の目的
- (12) 当該寄港の次に積載船舶が寄港しようとする港の名称及び所在地並びに当該港までの航海の目的
- (13) 積載船舶に積載されている本輸入承認申請に係る貨物の所有者の氏名、国籍及び住所
- (14) 転載輸入の場合にあつては、貨物を積み込んだ外国漁船に係る(8)及び(9)に該当する事項

(記載注意)

- 1 (1)から(4)までの事項は、輸入承認申請書の記載どおり記載すること。
- 2 上記のうち記載できない事項があれば、その旨の理由を記載すること。

[別紙3]

包括契約に係る届出書

平成 年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者名 _____
記名押印 _____
又は署名 _____
住 所 _____

中華人民共和国を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品を輸入しようとする場合の2号承認申請に係る包括契約書につきまして、別添のとおり届出します。

なお、別添の包括契約書の内容に変更があった場合には、改めて変更後の包括契約書に基づき届出します。

※特記事項(契約番号等)